

送付した書類について一部修正があります。

【給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定又は変更通知書(納税義務者用) 裏面】

[illegible]

【給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境 特別徴収関係書類綴 P.6】

[illegible]

住宅借入金等特別税額控除

前年分の所得税において平成26年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には、当該金額)に下欄の割合を乗じた金額

ただし、居住年が平成26年から令和3年まで(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで)であって、特定取得、特別特定取得(特例取得及び特別特例取得を含む。)又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額

①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額(特定増改築等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額)

②前年分の所得税の額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)